

鳥取県告示第117号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年5月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ECOフューチャーとっとり
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岡崎 誠
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若葉台北一丁目1-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県における低炭素社会の実現に向けて、様々な活動主体と連携・協働して取組を推進することにより、地球温暖化防止に係る活動主体の自主的展開の促進に寄与することを目的とする。